

第2章

計画の基本的な考え方

第1節 基本理念・基本目標

第2節 日常生活圏域の設定

第3節 地域包括ケアシステムの構築にむけて

第4節 地域支援事業

第1節**基本理念・基本目標****1. 高齢者いきいきプランにおける基本理念**

須坂市と市民が共に向かうべき方向に当たる基本理念は、前期までの事業計画と次期以降の事業計画を策定する上においても、また、大きく社会が変わっても大きく変わることはないでしょう。

その中において、高齢者福祉施策や介護保険事業の継続的な推進のためには、新たな課題に対応した多様な取組を進めることも必要です。地域で支えるためには、高齢者の担い手を増やすことも重要であり、これは短期間で成しえることは難しく、長期的な視野を要するものと考えられます。

そこで、本プランにおいても、これまでの理念や取組を発展的に受け継ぎながら、「高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で幸せに暮らせるまち」を理念に掲げ、基本理念を実現するための基本目標を「生きがいづくりと社会参加の促進」「安心して暮らせる環境整備」「介護予防と生活支援サービスの充実」「介護保険事業の円滑な運営」と定めます。

2. 基本目標**基本目標1 生きがいづくりと社会参加の促進**

健康でいきいきと、それぞれが生きがいを持って自分らしく生活を送れるよう、地域での役割をもつなど積極的に地域とかかわることでの社会参加ができるよう支援します。

基本目標2 安心して暮らせる環境整備

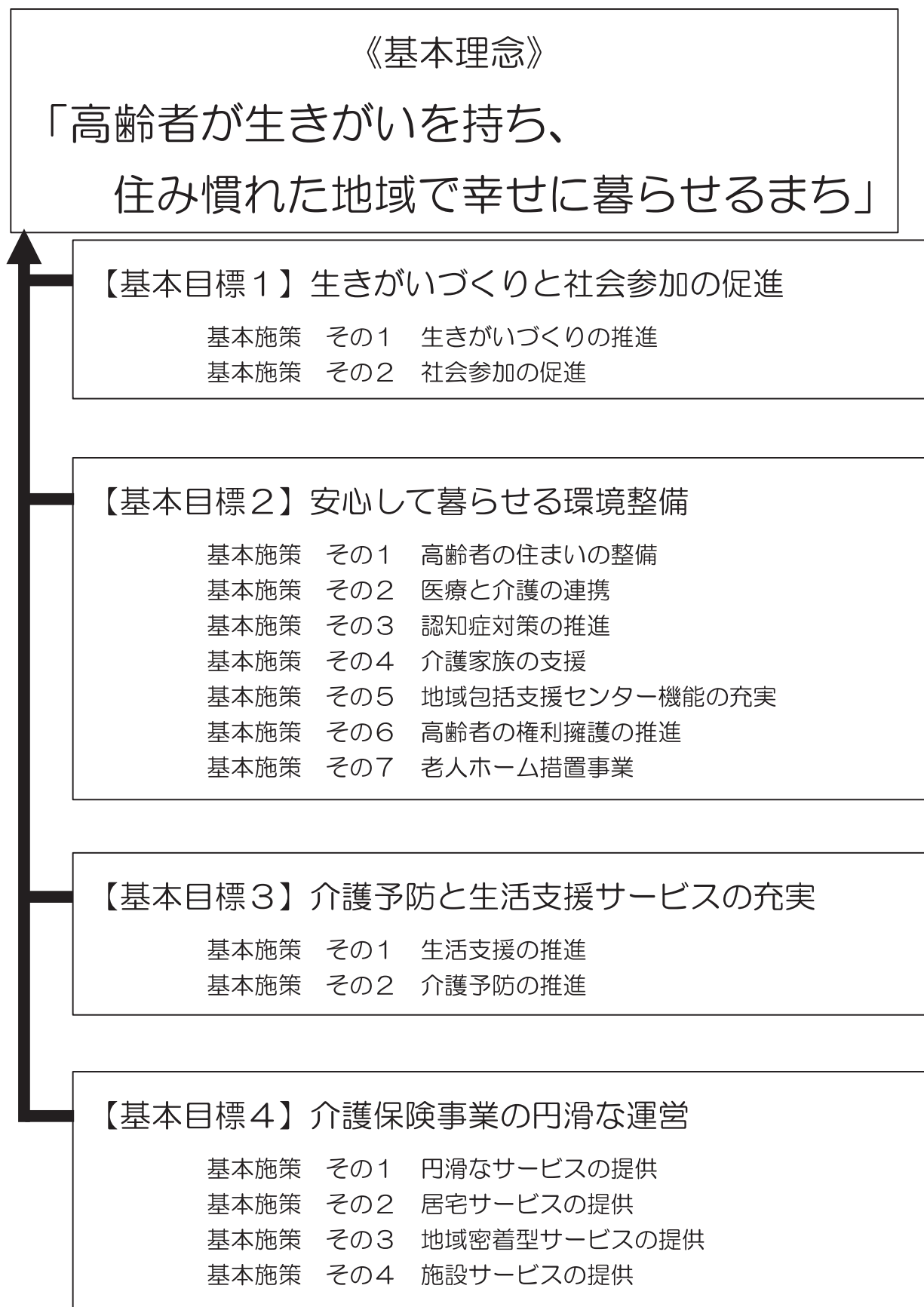
介護の状態となっても、住み慣れた地域で尊厳を持ち自立した生活ができるよう、認知症対策をはじめ介護家族の支援等の推進による環境の整備を行います。

基本目標3 介護予防と生活支援サービスの充実

健康で介護を必要としない生活を送るために必要な介護予防や生活支援サービスを提供します。

基本目標4 介護保険事業の円滑な運営

低所得者層に対する利用料負担への軽減のほか、要介護認定の適正な実施、介護給付の適正化など介護保険制度の円滑な運営を行います。



第2節 日常生活圏域の設定

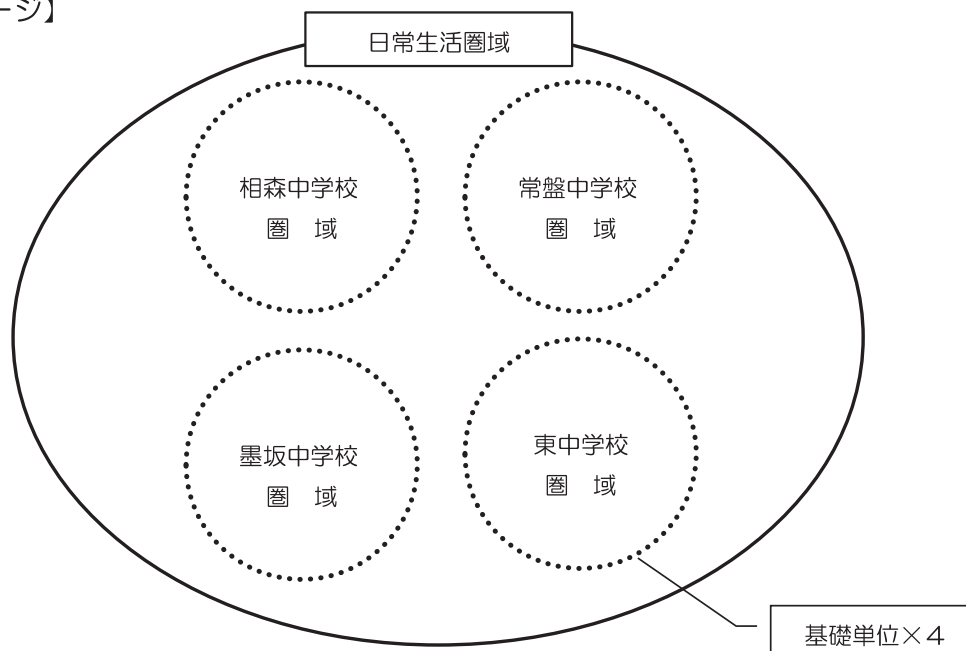
第三期介護保険事業計画の策定から、要介護高齢者等が住み慣れた地域においてサービス利用を可能とする観点から、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件等を総合的に勘案して【日常生活圏域】を設定することとなりました。

この【日常生活圏域】は、地域密着型サービスを中心とした介護基盤整備の単位であるとともに、地域包括支援センターとの整合性を図るものとなっています。

須坂市は、昭和29年4月の市制施行以来、繰り返し編入合併を行ってきた経緯があり、昭和46年に現在の姿になり、この合併の歴史的背景から、大きく4つに分けることができます。

第三期介護保険事業計画では、昭和30年に編入した市の南西地域である「旧井上村・旧高甫村」を中心とする「墨坂中学校圏域」、昭和46年に編入した市の南東地域である「旧東村」を中心とする「東中学校圏域」、市の北部地域である「旧豊洲村」と市街地の北部を含めた地域を「相森中学校圏域」そして市街地の東部と「旧日滝村」の一部を含めた地域を「常盤中学校圏域」として【日常生活圏域】を設定しておりましたが、第四期介護保険事業計画の策定の際に、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件等を総合的に勘案したうえで、従来の日常生活圏域を基礎的単位として捉え、その集合体として市内全域を一圏域として設定しており、現在の介護保険事業計画におきましてもその考え方に基づいておりますので、第六期介護保険事業計画においても、同様とします。

【イメージ】



【参 考】 介護保険法抜粋

(市町村介護保険事業計画)

第117条 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

① 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

第3節

地域包括ケアシステムの構築にむけて

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるような包括的な支援・サービス提供体制の構築を目指す「地域包括ケアシステム」について、須坂市では、介護保険制度が開始された平成12年度より「地域ケア会議」などで取り組みを始め、現在では、須高地域医療福祉推進協議会において、須坂市のみならず須高3市町村で既に医療、介護の関係機関でのシステムの構築を進めており、今後、「生活支援サービス」を含めたケアシステムの構築を進めてまいります。

「生活支援サービス」を考えていく中で、「公助」としての高齢者福祉サービス、介護保険に代表される社会保険制度及びサービスである「共助」の大幅な拡充を図ることは難しく、ボランティア活動や住民組織による「互助」や、自分のことは自分でする・民間サービスの購入等の「自助」の果たす役割が大きくなることを意識した取り組みが必要です。

地域包括ケアシステムにおける「5つの構成要素」

「介護」「医療」「予防」という専門的なサービスと、その前提としての「住まい」と「生活支援・福祉サービス」が相互に関係し、連携しながら在宅の生活を支えている。



【すまいとすまい方】 生活の基盤として必要な住まいが整備され、本人の希望と経済力にかなった住まい方が確保されていることが地域包括ケアシステムの前提。高齢者のプライバシーと尊厳が十分に守られた住環境が必要。

【生活支援・福祉サービス】 心身の能力の低下、経済的理由、家族関係の変化などでも尊厳ある生活が継続できるよう生活支援を行う。

生活支援には、食事の準備など、サービス化できる支援から、近隣住民の声かけや見守りなどのインフォーマルな支援まで幅広く、担い手も多様。生活困窮者などには、福祉サービスとしての提供も。

【介護・医療・予防】 個々人の抱える課題にあわせて「介護・リハビリテーション」「医療・看護」「保健・予防」が専門職によって提供される（有機的に連携し、一体的に提供）。ケアマネジメントに基づき、必要に応じて生活支援と一体的に提供。

【本人・家族の選択と心構え】 単身・高齢者のみ世帯が主流になる中で、在宅生活を選択することの意味を、本人家族が理解し、そのための心構えを持つことが重要。

出典：地域包括ケア研究会報告書

第4節

地域支援事業

地域支援事業は平成18年度に創設された事業で、「介護予防事業」「包括的支援事業」「任意事業」で構成されていました。

今回の介護保険法の改正により、地域包括ケアシステムの構築に向けて大幅な見直しが行われます。全国一律の予防給付（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、「介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という）」として実施されます。その趣旨は、既存の介護事業者による既存サービスに加え、NPO、民間企業、住民ボランティア、協同組合等の多様な主体によるサービスを提供することにより、サービスの効率化と費用の抑制を図りながら、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするものです。

また、「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「生活支援サービスの体制整備（生活支援体制整備事業）」などが新たに位置づけられ、包括的支援事業の充実が図られます。

【須坂市の地域支援事業】



1. 実施時期

地域支援事業における総合事業の実施については、従来の介護予防給付によるサービスについて、質の確保と費用の効率化を図りつつ、利用者や事業者の混乱なく総合事業へ移行するため、多様な主体によるサービス提供の体制整備や、市の特性を生かした取組など、一定の準備期間が必要です。

須坂市では、総合事業を行うための体制を築くために、経過措置期間を活用し、平成28年度から実施することとします。

なお、包括的支援事業のうち新たな事業である生活支援サービス体制整備については、平成27年4月から取り組みます。

2. 総合事業全体

総合事業には、従来の給付による介護予防訪問介護等に移行し、要支援者等に対して必要な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」と、第1号被保険者（65歳以上のすべての高齢者）に対して体操教室や介護予防の普及啓発等を行う「一般介護予防事業」から構成されます。

地域包括ケアシステムの構築にあたっては、自助・互助・共助・公助をつなぎあわせる（体系化・組織化する）役割が重要であり、意識的に「互助」の強化を行うことが必要です。総合事業においては、特にこの「互助（ボランティアなどの支援、地域住民の取組等）」を充実させ、高齢者の社会参加・社会的役割を持つことによる効果的な介護予防への取組を推進します。

（1）介護予防・生活支援サービス事業

従来の介護予防給付のうち訪問介護・通所介護については、市が実施主体となり、地域の実情に応じた取組を行う介護予防・生活支援サービス事業の中で実施することになります。

介護予防・生活支援サービス事業の実施にあたっては、効率的で柔軟性のある事業実施につなげるため、既存のサービス（予防給付による訪問介護・通所介護）を軸に、これらを多様な担い手による多様なサービスとして再構築し充実させることで、市民にとって使いやすく、多様なニーズにも行き届くサービスとします。また、須高広域シルバー人材センター等との連携を通じて、元気な高齢者が制度の新たな担い手となって地域を支えるしくみづくりを推進します。

事業の適切かつ効率的な実施の観点から、各種サービスごとに、その内容に応じた基準やサービス単価、利用者負担（利用料）を定めます。

(2) 一般介護予防事業

これからの介護予防は、心身の機能向上や認知症予防などの高齢者本人へのアプローチだけでなく、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所や出番づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境への支援を含めた、バランスのとれたアプローチが重要です。

また、従来の一次予防及び二次予防事業対象者の区分をせず、誰もが通いやすい場を充実させることで、社会参加や生きがいづくりを通じた効果的な介護予防への取組を進めていきます。また、介護予防サポーター等による自主グループ活動など、住民による主体的な介護予防への取組が更に充実するよう、支援を行います。

介護予防を機能強化する観点から「地域リハビリテーション活動支援事業」を新たに位置づけ、リハビリテーション専門職等の適切な関与と関係機関との連携による総合的なアプローチにより、高齢者の自立支援に向けた取組を行います。

3. 包括的支援事業

地域包括ケアシステムの実現のための有効なツールとなる「地域ケア会議」への取組を強化します。

在宅医療・介護連携の推進においては、須高3市町村が参加する「須高地域医療福祉推進協議会」を中心に、地域の医療・介護サービス資源の把握や情報の共有、在宅医療・介護連携に関するネットワークの整備、在宅医療・介護関係者の研修などが実施されており、今後須高地域での連携体制の整備のなかで、須坂市の医療介護の連携の推進を行います。

認知症施策の推進においては、早期発見・早期診断につながりやすい体制の整備、認知症の正しい理解について普及啓発を進めます。

また、新たに位置づけられた生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター及び協議体の設置・運営）は、高齢者が地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくために、日常生活を支えていくための生活支援サービスの体制整備を促進する事業です。須坂市社会福祉協議会や関係機関等と連携しながら、「互助」の充実に向けた取組を推進していきます。

4. 任意事業

任意事業では、家族の介護負担の軽減のため家族介護支援事業、また、介護保険の健全運営のため介護給付費適正化事業等を実施します。

